

出 店 者 厳 守 事 項

各出店者は、下記事項を必ず守って営業すること。

記

- 1 営業終了時間 午後2時00分まで（時間厳守）
- ※ 後片付けも平行して行い、午後4時までにはすべて終了すること。
- 2 仮設営業許可証等は確認しやすい場所へ必ず掲示すること。
- 3 出店責任者は、営業時間中店舗へ常駐すること。
- 4 道路・通路には看板など出さないこと。
- 5 ゴミ（販売・営業等）は、出店者がゴミ入れ（分別）を用意し、持ち帰ること。
- 6 火器類を使用する店舗においては、1テント1本の割合で消火器を設置すること。
- 7 床面を汚すことのないよう、使用スペースには養生対策を適切に行うこと。

第3回わたりマルシェ実行委員会
亘理地区まちづくり協議会